


くらし・手続き・生活環境
健康福祉・子育て・教育
観光・産業・就労・事業者向け
行政情報

メニュー

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [くらし・手続き・生活環境](#) > [ごみ・環境・衛生・ペット](#) > 猫は屋内で飼いましょう！[もっと見る \(全3件\)](#)

猫は屋内で飼いましょう！

最終更新日：2023年7月28日

「猫が庭に入ってふん尿をして困っている」、「猫が家の敷地内で子猫を産んだ」といった連絡が寄せられています。「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）に基づく基準では、「猫は室内飼養に努めること」「自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を破損し、またはふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないよう努めること」と規定されています。トラブルを招かないためにも、猫は室内飼いにしましょう。飼い主の方は他の人に迷惑をかけないように適切に飼ってください。



野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

野良猫への餌やり等で一定の場所に定住してしまえば、排泄物による臭いや衛生面で、多くの方の迷惑になります。野良猫にとって餌をくれる人は飼い主です。餌を与える方は、排泄物の処理やこれ以上猫が増えないよう不妊去勢手術を行い、家猫として飼ってください。

猫の飼い方4原則

(1) 屋内飼育が基本です

屋内で飼うことで、近所のごみ荒らしや他の家の敷地での排泄、鳴き声等の迷惑行為を防ぐことができます。また、知らない間の妊娠や伝染病、交通事故、迷子等を未然に防ぐことができます。

(2) 飼い猫である表示を！

もし迷子になっても、首輪等に連絡先を記入していれば、野良猫と間違えられることなく、自宅に戻る可能性が高くなります。

(3)不妊去勢手術を！

飼うことができない不幸な命を生み出さないことは、とても大事なことです。

不妊去勢手術をしていないことで、新たに生まれた命は、ご自身又は新しい飼い主をみつけて適切に飼ってください。

捨てる行為は犯罪になります。

(4)最後まで飼うことは義務です

ペットも大切な家族です。愛情をもって、最後まで適切に飼ってください。

もし、事情で飼うことが困難になった場合は、適切な飼育のできる新しい飼い主を必ずみつけてください。

地域猫活動

地域猫活動とは、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの活動を行うおとする住民（活動グループ）が主体となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行います。

野良猫の平均寿命は3～5年とされているため、活動を続けていくことで、将来的には野良猫の数の減少が期待できます。

さくらねこTNR事業（行政枠）



基山町では、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア 団体等と連携して TNR 事業を行っています。

☐ (公益財団法人どうぶつ基金) <https://sakuraneko-tnr.doubutukikin.or.jp/>

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。



このページに関する
お問い合わせは

まちづくり課 生活環境係
庁舎2階
電話：0942-92-7941
ファックス：0942-92-0741
✉ machizukuri@town.kiyama.lg.jp

(ID:3871)

☐ このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

別ウィンドウで開きます

このページを見ている人は、こんなページも見ています。

- 2023年7月31日更新 [きやまづくり大学2023 1限目の参加者を募集します](#)
- 2023年7月11日更新 [電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について](#)
- 2023年7月20日更新 [基山町無料職業紹介所のご案内 ※子育て応援・中高年支援](#)
- 2023年6月29日更新 [庁舎西側テントと基山公栄社に設置している資源物回収ステーションをご利用ください。](#)
- 2023年6月28日更新 [帯状疱疹の症状とその予防等について](#)

[ページの先頭へ](#)

基山町役場 法人番号1000020413411

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 Tel:0942-92-2011(代) Fax:0942-92-2084

[役場の開庁時間]

月曜日から金曜日（祝日、休日、年末年始:12月29日～1月3日除く）：午前8時30分から午後5時15分まで
第2火曜日（祝日を除く）：午後7時まで開庁時間を延長（証明書発行など一部の業務）
第2土曜日：午前8時30分から正午まで（証明書発行など一部の業務）

[町の紹介](#) | [組織一覧](#) | [交通アクセス](#) | [プライバシーポリシー](#) | [サイトマップ](#)

Copyright 2018 Kiyama Town All rights reserved.

